

亙理町自動販売機設置業者募集要項（B&G 海洋センター体育館）

亙理町では、次のとおり清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札により、自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要項の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込み願います。

1 募集物件

所 在	亙理郡亙理町逢隈田沢字鈴木堀 6 番地 7
設置場所	別紙位置図参照
設置機種	災害対応型のもの（鍵シリンダー付き）
設置規格	幅 1,300 mm、奥行 1,000 mm、高さ 1,900 mm以内
設置台数	2 台
備 考	・各設置場所は、既に電源の引込工事が完了しておりますが、別途引込工事が必要な場合は、設置業者が亙理町の承諾を得て実施するものとします。

2 入札参加資格及び条件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (3) 自動販売機の設置業務について、1 年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行うものであること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 入札日の過去 1 年以内に、本町施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。
- (6) 設置台数は 1 法人（個人）2 台とします。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく町有財産の貸付け（賃貸借契約）とします。

(2) 販売物品

販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース、栄養補助食品等とします（アルコール類は除く）。

なお、詳細の商品については設置業者と別途協議いたします。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

(4) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（1円未満は切り捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本町が設定する予定貸付料率（20.00%）以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置業者とします。

（5）延滞金

貸付料を契約に定める期日までに納付しない場合は、納入すべき貸付料について、督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和54年亙理町条例第14号)の規定により、延滞金を徴するほか、場合によってはその契約を解除することがあります。

（6）自動販売機の設置期限

設置業者は、契約締結後、速やかに自動販売機を設置するものとします。ただし、設置に関して特段事情がある場合は、設置業者と別途協議いたします。

（7）売上報告書の提出等

設置業者は、売上状況について6ヶ月毎に取りまとめ上半期（9月）及び下半期（3月）最終月の翌月の15日までに売上報告書（任意様式としますが、本数及び売上金額を記載願います）を本町に提出することとし、売上報告書を提出した月の末日までに、本町が貸付料の納入通知書を設置業者に対して送付し、指定期日までに納入していただきます。

（8）電気料

電気料は、設置業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、自動販売機に関わる電気料の実費相当額を本町が発行する納入通知書により指定期日までに納入していただきます。

（9）設置費用

自動販売機設置に要する一切の費用については、設置業者が負担するものとします。

（10）維持管理責任

設置業者は、以下の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の回収ボックス（ペットボトル、缶類を分けて回収できるもの）を設置するとともに設置業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 設置場所の出入りは、午前9時00分から午後5時00分までの間とし、それまでに商品補充、ごみ回収等を完了させること（ただし、土、日曜日、祝日は除く）。

（11）原状回復

設置業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置業者は一切の費用を本町に対し請求することはできません。

（12）災害対応

設置業者は、災害時において周辺住民（災害対応に従事する職員を含む）に対し販

売物品を無償提供するものとします。なお、詳細は、設置業者と別途協議いたします。

4 申込方法等

(1) 受付期間

令和5年2月15日(火)から令和5年2月28日(火)まで(ただし、土、日曜日、祝日は除く)

午前9時00分から午後5時00分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(2) 受付場所

亘理郡亘理町逢隈田沢字鈴木堀6番地8

逢隈地区交流センター

TEL: 0223-34-1555 FAX: 0223-33-1034 Mail: okumas@town.watari.miyagi.jp

(3) 申込方法

受付場所に書類を持参又は郵送(2月28日消印有効。宅配便等は2月28日必着)してください。

(4) 申込みに必要な書類

- ① 自動販売機設置参加申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 法人の場合は商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は住民票の写し

※発行から3ヶ月以内のものに限る。

④ 国税の納税証明書(写し可)、町税の納税証明書(写し可) ※下記参照

国税の納税証明書 (証明日は、申請日以前 3ヶ月以内のもの)	※所管の税務署で発行(申請日までに納期限が到来した税に未納がないことの証明) ・法人の場合 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用 ・個人の場合 「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用 ※納税猶予制度の対象となった場合、上記証明の代わりに「納税の猶予許可通知書」の写しを提出ください。
町税の納税証明書 (証明日は、申請日以前 3ヶ月以内のもの)	<u>亘理町内に本店、支店及び営業所を有する場合提出。</u> ※亘理町 町民生活課で発行(申請日までに納期限が到来した税に未納がないことの証明) ・法人の場合 法人町民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税 ・個人の場合 町県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税 ※納税猶予制度の対象となった場合、上記証明の代わりに

	「徴収猶予許可通知書」の写しを提出ください。
--	------------------------

5 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年3月10日(金)

当日の入札時間は、申込者に別途送付いたします。

(2) 入札及び開札の場所

亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町役場 2階大会議室

(3) 入札の受付等

当日の受付は、入札開始時に点呼により行います。入札参加申込者は、入札開始時刻10分前までに控席(2階大会議室前ロビー)に待機してください。

6 入札の手続き等

(1) 入札方法

①入札書には、貸付料率をパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みません)の割合です。

②入札書は表に業者名を記入した封筒に入れ、提出してください。

③代理人による入札の場合は、委任状を提出し、代理人名で入札してください。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札時に持参する書類

①入札参加決定書の写し

(メールで入札参加資格審査通知書(適格者用)を送付いたします。当日、原本と差し替えいたします。)

②入札書及び封筒

③委任状(代理人の方が入札する場合)

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

①入札に参加する資格を有しない者がした入札

②入札者の記名・押印のない入札

③貸付料率の記載が不明確な入札(貸付料率の訂正は認められません)

④その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 設置業者の決定

①予定貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を設置業者とします。

②落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」により設置業者を決定します。

③設置業者は、その権利を他者に譲ることはできません。

7 契約の締結

設置業者は、令和5年3月24日（金）までに契約を締結願います。特段の理由を除き期間内に契約締結しない場合は、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となります。また、本町の他の入札に参加することができなくなる場合があります。

8 その他

(1) 質問受付

質問の受付は、令和5年2月15日（火）午前9時00分から令和5年2月20日（月）午後5時00分まで

【質問回答は令和5年2月24日（金）にメールで回答予定】

質問は、質問書（様式3）にて、メールで提出願います。なお、提出後は電話にて問い合わせ先に確認願います。

(2) 令和3年度販売本数実績

B&G 海洋センター体育館（2台）	3,212 本
-------------------	---------

(3) 設置場所の事前確認

設置場所の事前確認を希望する場合は申込書（様式1）に記載している候補日から選択してください。

なお、事前確認日について希望日に添えない場合がありますので予めご了承ください。

9 問合せ先

逢隈地区交流センター

TEL 0223-34-1555

FAX 0223-33-1034

Mail okumas@town.watari.miyagi.jp